

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

所得税と住民税の申告において、1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告の時には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

- ① 10月下旬～11月上旬に送付：1月1日～9月30日に国民年金保険料を納付した人
- ② 10月中旬～10月下旬に電子送付：①のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った人
- ③ 令和7年2月上旬に送付：10月1日～12月31日に国民年金保険料を納付した人(①の対象者は除く)
- ④ 令和7年1月下旬に電子送付：③のうち、「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った人

※家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

※「控除証明書」はe-Taxで利用できる電子版の交付も行っています。マイナポータルから「ねんきんネット」にログインし、電子送付希望の登録をすると、マイナポータルの「お知らせ」で電子版を受け取ることができます。登録をすると郵送されなくなります。電子版の利用方法等については、日本年金機構ホームページで動画を掲載しています。

問合せ＝ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004)
奈良年金事務所(☎0742-35-1371) (保険年金課)

マイナンバーカードを利用したコンビニでの証明発行・戸籍利用登録申請の一時停止

システム更新のため、コンビニ交付サービスが停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

日時＝10月26日(土)終日

停止するもの＝①コンビニでマイナンバーカードを使って発行する証明書

※住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の全部・個人事項証明書(謄・抄本)、戸籍の附票、課税(非課税)証明書、所得証明書。

②住所が市外で、本籍が大和郡山市の人のコンビニ交付に伴う戸籍利用登録申請

問合せ＝市民課(内線311～314)・税務課 庶務係(内線272)

自衛官募集事務に係る対象者情報提供の除外申請について

市では、自衛隊法に基づき、自衛官募集事務として当該年度に18歳および22歳になる市民の住所、名前、生年月日、性別の情報を自衛隊に提供しています。

自衛隊への情報提供を望まない人は除外申請をすると、令和7年度情報提供対象者から除外されます。

詳しくは市HPをご覧ください。



農地を貸したい人、借りたい人を募集!!

「高齢で耕作できなくなったので管理してほしい。」「農地を相続したけど農業はしない。」など農地を貸したい人、または、「農業経営を拡大したい。」「新規に本格的に農業を始めたい。」など農地を借りたい人は、なら担い手・農地サポートセンターへご相談ください。農地の出し手(貸したい人)から農地を借り受け、受け手(借りたい人)へマッチングします。

募集期間＝随時受付

対象農地＝市街化区域以外の区域にある農地

※ただし、農地として利用が困難でなく、十分な受け手が見込めること。

問合せ＝公益財団法人 なら担い手・農地サポートセンター(農地中間管理機構)

(☎0744-21-5020・<http://www.nara-ninanou.sakura.ne.jp/>)

農地中間管理事業で農地を貸借するまでの流れ



※なら担い手・農地サポートセンターは、法律に基づき県知事の指定を受けた公的機関です。

※地域計画策定区域内の農地のマッチングは左記の流れとは異なります。農業水産課(内線554)へお問い合わせください。